

## 岐阜県鉱工業指数基準改定について〈参考〉

### 1. 改定の趣旨

鉱工業指数については、「指数の基準時に関する統計基準」(平成 22 年 3 月統計基準改定)において、「指数の基準時は、5 年ごとに更新することとし、西暦の年数の末尾が 0 または 5 である年とする」とされていることから、現行の基準時である平成 17 年(2005 年)から平成 22 年(2010 年)を新たな基準時とし、ウェイトや採用品目について見直しを行った。

### 2. 改定の主な内容

#### (1) 業種分類の一部変更

平成 22 年基準指数の業種分類は、原則として日本標準産業分類(第 12 回改定)(平成 21 年 3 月統計基準設定)に準拠した。

- ①旧「一般機械工業」を「はん用・生産用・業務用機械器具工業」とした。
- ②旧「情報通信機械工業」を廃止した。
- ③旧「電子部品・デバイス工業」を「電気機械工業」に統合した。
- ④旧「精密機械工業」を「はん用・生産用・業務用機械器具工業」及び「その他製品工業」に分割した。
- ⑤旧「繊維」と旧「衣服」を「繊維工業」に統合した。

#### (2) 採用品目の見直し

生産・出荷・在庫指数の採用品目は、主に経済産業省生産動態統計から選定した。

平成 17 年基準	平成 22 年基準
生産指数 187(188)	生産指数 168(169)
出荷指数 185(186)	出荷指数 166(167)
在庫指数 127	在庫指数 116

注:( )内は電力・ガス事業の電力を含む

#### (3) ウェイトの見直し

業種別のウェイトは、製造工業については工業統計、鉱業については経済センサス-活動調査を基礎データとして、指数の業種分類・概念に適合するよう組換えを行った上で、算定した。

また、品目別のウェイトは、工業統計のほか、経済産業省生産動態統計や各種業界統計などにより単価・金額等を推計し、業種別のウェイトを採用品目の金額構成比により按分した。

#### (4) 季節調整方法

米国センサス局の「X-12-ARIMA」を採用した。